

管 区 事 務 所  
〒162-0805  
東京都新宿区矢来町65番  
電話 (03)5228-3171  
FAX (03)5228-3175

日 本 聖 公 会

NIPPON SEI KO KAI

PROVINCIAL OFFICE  
65, Yarai-cho, Shinjuku-ku  
Tokyo 162-0805, Japan  
Tel. 81-3-5228-3171  
Fax. 81-3-5228-3175

2005年10月18日

内閣総理大臣 小泉純一郎殿

日本聖公会 正義と平和委員会  
委員長 主教 谷 昌二

## 首相の靖国参拝に抗議し、今後の参拝中止を要請します

わたしたち日本聖公会は、2004年5月27日に開催した第55（定期）総会において、「小泉首相の靖国神社参拝に抗議する件」を決議し、「要請書」を小泉首相に送付しました。しかし小泉首相は、本年10月17日、秋季例大祭に合わせ、就任以来5回目の靖国神社参拝を強行しました。

今回、小泉首相は本殿に昇らず、手前の拝殿の前で礼をして、賽銭を投げられるなど、「私的参拝」とは明言されなかったものの「私的参拝」の形式を取りましたが、現職の総理大臣が靖国神社を参拝した事実は重く、わたしたちは改めて首相の靖国神社参拝に強く抗議します。

日本国憲法第20条は、「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」と政教分離の原則を定めており、去る9月30日に大阪高等裁判所(大谷正治裁判長)は、「国内外の強い批判にもかかわらず、参拝を継続しており、国が靖国神社を特別に支援している印象を与え、特定宗教を助長している」として、第20条で禁じる宗教的活動にあたるとして、首相の靖国神社参拝は憲法に違反するとの判断を示したばかりです。

今回の小泉首相の靖国神社参拝に対し、中国・韓国の両国は、日本との外交日程の見直しに言及するなど、強く反発しています。中韓両国は、戦前の日本によって、侵略と植民地支配を受けた国です。戦前の日本の軍国主義体制と戦争の犠牲者を英霊として賛美する靖国神社に、現職の日本国総理大臣が参拝することは、戦前の日本を肯定する行為であると両国が受け止めることは当然であると思います。

小泉首相は、靖国参拝の目的について、「不戦の誓いを守るため」と今回も述べていますが、その目的を遂げるためには、首相自身が、過去の歴史を直視し、平和憲法を堅持し、平和外交を推進することにあると、わたしたちは考えます。

わたしたち日本聖公会正義と平和委員会は、小泉首相が、大阪高裁判決と中韓両政府の批判の声を真摯に受け止め、今後、現職総理としての靖国神社への参拝を止めるように要請します。